

(仮称) 富士市こどもの権利条例について

1 条例制定の目的

- 本条例の制定により、子どもや市民に対して、子どもの権利の視点を大切にするという本市の基本姿勢を示すとともに、子どもを権利の主体とする施策を展開するに当たっての規範とすること。
- 家庭・学校・子育て関係施設・地域・行政など、子ども・子育てにかかわる取組を行う主体の連携を推進すること。
- 子どもの権利を守るための制度や仕組みを構築すること。

2 こどもの権利条例策定懇話会の設置及び開催

(1) 設置の目的

こどもの権利条例策定に当たり、子どもにかかわる経験を生かした多様な見地から、全市的な視点に立った意見を得ること。

(2) 設置期間

令和2年10月～令和4年3月

(3) 会議の開催回数

会議の開催は全6回（令和2年度：3回、令和3年度：3回）

(4) 委員の構成

- ① 有識者
- ② 富士人権擁護委員協議会
- ③ 富士市PTA連絡協議会
- ④ 富士市こども会世話人連絡協議会
- ⑤ 富士市校長会
- ⑥ 児童養護施設代表者
- ⑦ 富士市子ども・子育て会議
- ⑧ 子ども活動団体代表者
- ⑨ 市民公募委員（2人） 計10人（男：50%、女：50%）

3 条例策定における子ども及び市民の参加

当事者である子どもや市民の多様な意見を条例に反映させるため、条例策定の段階において子ども及び市民の参加の機会を積極的に設ける。

(1) 子ども向け

- ① 外国人や障害を持つ子どもを対象とした意見聴取
- ② 子どもの居場所等での意見聴取
- ③ 地区ジュニアリーダーを対象とした意見聴取
- ④ 児童館（小学生及び中学生対象）、放課後児童クラブ（小学校高学年）における出前型のワークショップ

(2) 市民向け

- ① 電子媒体を利用したアンケート調査
- ② SNS・テレビ会議を活用した意見徴収
- ③ パブリック・コメント制度による意見聴取

4 制定スケジュール（予定）

事業区分	令和2年度					令和3年度					概要													
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
こどもの権利条例策定懇話会					第1回												第6回							委員10人
庁内連絡会議					ワーキング部会												代表者会議							
子ども等からの意見聴取																								
パブリック・コメント																								
条例策定																								
公表・施行																								
イベント・広報																								

5 想定される内容

- (1) 前文

制定の趣旨や理念など。
- (2) 市や保護者等の役割

市や保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民等の役割や責務（こどもの権利を尊重・保障すること）に関すること。
- (3) 子どもの権利の普及と学習への支援

子どもとその他の市民が、子どもの権利について学び、理解することができるよう支援し、その普及に努めること。
- (4) 子どもの権利について

子どもの大切な権利、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利などについて定め、すべてが保障されるものであること。
- (5) 保護者と家庭への支援や地域と市民への支援について

保護者や市民は、子どもの権利を保障するために必要な支援を受けることができること。
- (6) 子どもが育ち学ぶ施設における権利の保障

学校や児童福祉施設等は、子どもの権利を保障するために必要な支援を受けることができ、また支援に努めること。
- (7) 子どもの安全と安心

子どもは、差別や虐待、いじめを受けることなく安心して生きる権利が保障され、市などは、適切な救済、回復のための支援を行うこと。
- (8) 推進計画と施策の推進

市は、子どもの権利を保障し、子どもに関わる施策を総合的・計画的に推進するための推進計画を策定すること。
- (9) 子どもの権利擁護委員の設置

市は、子どもの権利侵害に対して救済に取り組み、回復を支援するために、権利擁護委員を置くこと。